

藤沢市政策研究室 ニュースレター

Contents

2006. **8** Vol.9

- 今月の話題 市場化テスト実施基本方針案まとまる
- 研究室からの風
- おしらせ 政策提案制度の1次選考結果

■ 今月の話題 市場化テスト実施基本方針案まとまる

～ 入札実施より先に業務改善意識の徹底を ～

8月2日、政府の官民競争入札等監理委員会は、先に可決成立した「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（市場化テスト法）」の実施に向けた基本方針案をまとめた。

まず、公共サービスを少なくとも毎年度1回は聖域なく見直し、事務事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行った上で、①官の責任と負担の下に引き続き実施する必要がないと判断された場合は、当該公共サービスを廃止等するとともに、②必要性があるとしても、「官」自らが実施することが必要不可欠であるかについて、検討を行った上で、民間に委ねることができる判断された業務については、官民競争入札又は民間競争入札の実施や、これに必要な規制改革等必要な措置を講じる、とされている。現在市町村において対象となっているのは戸籍や住基等の証明のフロントオフィス部分（受付と交付）だが、今後公権力を行使しない業務全般に徐々に拡大されていく可能性もある。また、国と違って現在は市場化テストの実施は必須ではないが、将来的には市場化テストの先行事例であった英国の強制競争入札のように、必須とされる可能性も否定はできない。

制度自体も手探りの状況の中、自治体においても徐々に検討が進んでいる。その過程で一つ気になる話が寄せられている。市場化テストの試行団体において検討されている手法が、民間競争スタイルの「提案型」「アウトソーシング型」に偏っているのだという。官民競争スタイルの検討はその後に行うというが、担当者レベルでは「官民競争の実施は事実上不可能」との声もあるという。市場化テストの現実には官の「不戦敗」による民間業務委託のケースが大半ということだろうか。

民に譲り渡された事業において、それに従事していた職員は当然に余剰になる。ただし（はっきりと謳われてはいないが）市場化テストには2007年問題と退職者不補充を両立させるための「民活導入」という側面があるともいえるので、英国で多発したような過員による分限解雇という事態は少ないとは思われる。故に官の不戦敗のケースを想定するのであろう。しかし、官の業務や組織のあり方に対する十分な検討がないまま、業務のみ民間提案によって市場化テストで行われると、それ以外の部分において引き続き「内在する非効率（業務プロセスや職員の質など）」という問題が残る。それを看過したままでは市場化テストの本来の目的であった「競争による業務改善」とは乖離していく。

問題はそれだけではない。そもそも市場化テストを健全に成り立たせるためには、その事業自体のコストの可視化と質の可視化が不可欠だ。それがなければ入札にあたっての設計も組めず、適切な入札の執行も、そして事業の評価も不可能だ。市場化テストの当初の目的を果たそうとするならば、業務の可視化は必ず通らねばならない道であろう。

まずコストの可視化のためには、既に5月に新公会計制度研究会報告でも示されている財務諸表の整備は必須だが、公共サービスの目的が、企業活動のような利潤の最大化ではない以上、バランスシート上だけですべてが完結し得ない。故に社会的成果を測定する単位でコスト把握ができる手法が必要かもしれない。質の可視化においては、適確な指標を定めて業務のモニタリングを行うと同時に、そこで保証されるべきサービス水準を明確に示すことが必要であろう。

実際、英国で市場化テストの初期に問題点として挙げられた「サービスの質の低下」は、業務を民間に渡す過程で、例えば「週〇回の定期収集実施」といったような程度の仕様しか示さず、その品質保証をさせなかったために起こっている。仕様も評価も不適切なまま民間に出されて、公共サービスの質が低下してしまっただけでは元も子もない。もちろんこれは直営を維持する場合にもいえることで、改善の検討が成されないままに事業を漫然と継続することは顧客（市民）満足度の向上には全くつながらない。

コスト把握とサービス水準の保証は、市場化テストの実施如何に関わるものではない。それは顧客たる市民に対する説明責任を果たすためである。真の意味で改革を進めるためには、競争入札をどのように実施するかを検討するより先に、公的サービスの向上のためにいかに改善を成すべきかを常に考え、行動する風土を醸成しなければならないのではなかろうか。

いずれにしても、制度も未熟な段階。市場化テストが「新しい公共」を切り開くのか、それともかつての英国の轍を同じように踏んでしまうのか。慎重に見極めていきたい。（政策研究室 稲田俊）

神奈川県と不交付団体

神奈川県の役割とは何なのだろうか？神奈川県内において、国・県・市町村の間の行財政関係は今のままでいいのだろうか？地方交付税の算定結果（平成18年度）が公表された7月末、改めてこの疑問が頭をもたげた。

本年度、新たに交付税が不交付となった自治体は、地域経済が好調な愛知県や千葉県・埼玉県で目立っている。ただし神奈川は、表から分かるように、すでに以前から不交付団体だらけなのである。37ある市町村のうち22は不交付であり（不交付団体は全国でも169のみ）、財政的にも行政能力の上でも十分に自立できる状況にある。

平成18年度の不交付団体（首都圏の一覧） は新たな不交付団体

神奈川県	藤沢 小田原 大磯	川崎 秦野 中井	平塚 海老名 大井	茅ヶ崎 伊勢原 箱根	相模原 南足柄 愛川	厚木 綾瀬 清川	大和 葉山	鎌倉 寒川
東京都	八王子 小金井	府中 小平	調布 日野	町田 国分寺	立川 国立	武蔵野 多摩	三鷹 羽村	昭島 瑞穂町
千葉県	市川 芝山町	市原 千葉	成田 船橋	浦安 柏	君津 佐倉	富津 八千代	袖ヶ浦	印西
埼玉県	所沢 川越	狭山 川口	戸田 入間	朝霞	和光	八潮	三芳町	さいたま
群馬県	太田	大泉町	上野村					
栃木県	宇都宮	小山						
茨城県	つくば	鹿島	守谷	神栖	東海村	美浦村	取手	

全国の不交付団体数 1,820ある市町村のうち169自治体

実際、本市も本年度から保健所行政を手がけ始めたように、本来は県が責任を有すべき事務を、県からの財源移譲がないまま、多くの市が担当しているのである。このように全国とは異なった特徴をもつ神奈川県において、県の位置づけが他の地方と同じでいいのだろうか？やはり、真剣に再検討すべき時期に至ったように思われる。（政策研究室 青木宗明）

鹿沼市の第3子対策事業

8日(火)、日本都市センター開催の都市政策研究交流会に参加した。テーマは人口減少時代における都市経営であった。各自治体の積極的な取り組みを知ることができ、とても興味深い交流会であった。なかでも鹿沼市の第3子対策事業は、特に注目を集めた。第3子以降の給付金は所得制限も無く、家賃補助も手厚い。鹿沼市で3人子どもを産み育て、住宅を建設すると約500万円の経済的支援が受けられるという。ただ、事業の開始は平成18年度からで、まだその効果については検証できない。

鹿沼市の場合、平成14~16年にかけて転出超過であり、人口減少が始まっている。そのため、この施策は定住化対策としての意味合いも大きい。その意味で、鹿沼市と藤沢市の間には大きな隔りがある。各自治体は、それぞれの人口動態にあった児童福祉施策が求められている。

(政策研究室 田中聡一郎)

北の大地の夏

息子が赴任した北海道・帯広へ行って来た。農業の不振や人口減で寂れているのではと心配していたが、北の大地の夏は素晴らしく、それなりの活気も感じられた。

飛行場から町中まで約30分、真っ直ぐな道をほぼノンストップで突っ走る爽快さ。ラグビー場が10個も入ろうかという畑が連なり、時折、刈り入れのトラクターが見える雄大な景色も心地よかった。

街路が縦横に走る町中はさすがに空いていたが、それでも有名菓子店や名物の豚丼屋や屋台通りにはにぎわいがあった。盆休みに夏祭り・花火大会のイベントが重なっての人出だろうが、安くて美味しい食べ物=B級グルメの人気は人を集め、まちを支える。しゃれた地元百貨店もがんばっていて、「なかなかいい街だ」と安心した。親として、あとは厳冬期の雪道での交通事故だけが心配である。

(政策研究室 坂井敏晃)

お盆の雑感

最近発行されたある本によると、「湾岸線の全通、ETCの普及によって神奈川県首都高から渋滞がほぼ消えた」そうである。確かに、高速道路の渋滞は首都高に限らず減っているし、渋滞しても一般道よりは流れが速いことが多い。機器の購入・セットアップなどの費用に不満が多いETCであるが、利便性や割引といった魅力も大きい。地方の高速道路では、サービスエリア(SA)等にETCのゲートを設置する社会実験(スマートIC)が盛んに行われている。朝夕の時間帯だけでも東名高速道路の海老名SA等で実施できれば、本市に大きなメリットとなるであろう。具体的に端的な指標として表すのは難しいとしても、渋滞の社会的損失の大きさは周知の事実である。

(政策研究室 其田茂樹)

■ お知らせ 職員提案制度の1次選考結果

すでにニュースレターでもご紹介をしましたが、政策提案制度は職員研究員制度と合わせて今年度からスタートした新しい制度です。監督者一部研修の政策形成研修グループに応募いただいたこともあり、全体で9団体の応募に対し、7月下旬に一次選考を行いました。まずは、その結果をご報告いたします。今後、11月の二次選考を目標に、次のグループの方々が事業化に向けて検討を進めていただくこととなります。

提 案 グ ル ー プ		提 案 事 業
1 監督者一部研修グループ2班		子育てネットふじさわ再構築事業 現行の子育てネットふじさわを改良するとともに、新たに子育てメール配信サービスを開始する。
◎ 行政総務課	主査 古澤 泰斗	
北部区画整理事務所	主査 佐藤 淳一	
土木維持課	主査 平田 良祐	
保健給食課	主査 吉田 真也	
南市民図書館	主査 渋谷 眞子	
2 監督者一部研修グループ5班		子どもや青少年の居場所づくり事業 身近に安全な居場所のない子どもや青少年の「集える場」を設置する。
◎ 教育総務課	主査 古郡 亘幸	
市民税課	主査 相澤 麻里	
3 監督者一部研修グループ6班		戦略的マスコットキャラクター活用事業 市のマスコットキャラクターを公募しそれを戦略的に活用することによって本市の魅力を広く内外にPRする。
◎ 市民窓口センター	主査 河野 豊	
財政課	主査 戸塚 涉	
建築指導課	主査 由井 聡	
道路整備課	主査 額賀 健一	
4 自主研究グループ「お昼ごはんの会」		トヨタ的ムダとりカイゼン事業 庁内ネットワークを活用し、身近な業務改善（ムダとり）を行う仕組みを構築する。
◎ 児童福祉課	主任 倉本 一宏	
職員課(総務省派遣)	主任 東 晋吾	
納税課	主任 岩井 飛雄	
道路整備課	主任 小野知佳子	
保険年金課	主任 高橋 伸明	
IT推進課	主任 利根 一馬	
職員課	主任 水野 郷史	

◎ グループ代表者

(政策研究室 渡辺悦夫)

藤沢市政策研究室 ニュースレター Vol. 9 / 2006年8月発行	編集・発行 : 経営企画課 政策研究室 (本館2階)
	TEL : (内線) 2173 (直通) 0466-50-3517
	E-mail : research@city.fujisawa.kanagawa.jp

藤沢市政策研究室ニュースレターは、地方自治に関する最新の情報や政策動向を伝えるため、職員向けに毎月発行しています。掲載した内容は、研究員の個人的な見解です。